5月17日目は住民投票の投票日です。



どっちを選ぶ!?

住民投票

大阪市 淀川区

新•北区

27.5.17 住民投票

大阪市における特別区設置の賛否を住民投票で決定します。今回の住民投票は投票者数に関わらず成立し、有効投票のうち過半数の賛成があった場合には、大阪市が廃止され新たに5つの特別区が設置されることになります。有効投票の半数以上が反対の場合は、特別区は設置されず大阪市が存続します。



約270万人が暮らす大阪市。過去に例を見ない大規模な住民投票です。 未来を決める大きな決断。決めるのは皆さん一人ひとりの意思表示です。

有権者の皆さん、必ず投票しましょう!!



5月17日は住民投票の投票日です。

〈投票時間は午前7時から午後8時までです〉





日本国籍を有し、淀川区の住民基本台帳に登録されている方で、平成7年4月13日までに生まれ、 平成27年1月2日までに大阪市内へ転入し、その届出をされた方です。

期日前投票・不在者投票は

投票日に仕事や旅行、レジャーなどの予定がある方は、 期日前投票ができます。

期間 4月28日(火)から5月16日(土)まで

(期間中の土曜・日曜・祝日も投票できます)

時間 午前8時30分~午後8時

場 所 淀川区役所

また、出張や入院等により、投票できない方は不在者投票ができます。詳しくはホームページをご覧いただくか選挙管理委員会までお問合せください。

投票案内状をお持ちください

投票案内状を世帯ごとにまとめて封書で送付しますので、ご自身の投票案内状を投票所へお持ちください。 ※投票案内状がなくても投票はできますので、受付の係員にお申

し出ください。

問合せ 淀川区選挙管理委員会

童6308-9626 四6885-0534

mhttp://www.city.osaka.lg.jp/senkyo/page/
0000303691.html

